

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年9月2日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張する。

- (1) 「生活保護手帳別冊問答集2016」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡に基づくもの。以下「問答集」という。）問13-6（答）(2)は、民法909条の規定を根拠として、資力の発生時期を被相続人の死亡時としているが、請求人らは、本件遺産分割協議の成立までに時間を要したため、清算条項に代えて、民法909条の規定にかかわらず、本件遺産分割協議が成立した日以降に分割の効果が生じる旨を注意的に合意している（本件遺産分割協議書9条(1)）。

よって、処分庁が、問答集問 1 3 - 6 (答) (2)に基づいて資力の発生時期を被相続人の死亡時と認定したことは誤りである。

- (2) 仮に、遺産分割の効果が相続開始時まで遡るとしても、請求人が活用すべき資産としての資力を取得したのは平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日 (本件遺産分割協議の成立時) である。

すなわち、被保護者が、処分困難な土地を所有していた場合には、処分可能な状態になるまでは、保護開始時において保有が容認された資産と同様になるはずであるところ、問答集問 1 3 - 6 (5)によれば、「保護開始時において保有が容認された資産 (土地等) については、保有が容認されている限りは、法第 6 3 条の『資力があるにもかかわらず』の要件に該当しない状態にあると言える。しかしながら、… (略) …、保有を否認された時点以降は、当該資産は活用すべき資産となり、法第 6 3 条にいう資力の発生があったものとして取り扱うこととなる。」とされていることからすれば、処分困難な土地が処分可能な状態になったときに当該資産は活用すべき資産となり、法 6 3 条にいう資力があつたと取り扱うことになる。

- (3) 処分庁は、問答集問 1 3 - 2 によれば、要保護世帯の世帯員の増減があつた場合には、遡及変更の期間は 2 か月程度と考えるべきとされていることと比較すると、平成 2 8 年 3 月 3 1 日から平成 2 4 年 1 2 月 8 日まで遡って収入認定した本件処分は著しく不均衡であり妥当性を欠く。

- (4) 問答集問 1 3 - 6 (3)によれば、「公害による被害者の損害賠償請求等の場合は、請求時点では、加害行為の有無等不法行為成立の要件の有無が明らかではなく、事後的にこれに関する判決が確定し、又は和解が成立した時点ではじめて損害賠償請求権が客観的に確実性を有することになる」ので、その時点を経済的資力の発生時点としてとらえることとされている。

この場合と比較すると、相続が発生した時点において、相続人である被保護者が遺産を取得するか否か、いかなる財産を取得するか否かは不確実であるから、公害等と同じく、遺産分割協議等が整った場合に資力を取得することの確実性が発生したと判断されなければならない。

- (5) 法63条は、不当利得返還法理（民法703条）と共通の法的性質を有しており、国民健康保険の自己負担分を上回る医療費については、請求人側に利得がないから、法63条の費用返還義務は生じない。
- (6) 生活保護は自立助長を目的としているから、被保護者の自立更生に役立つ場合にはその返還を免除することができるところ、当初処分においては自立更生のための費用という項目を設けていたのに対し、本件処分においてはそれが無い。しかも、当初処分は、12,107,083円の返還決定であったにもかかわらず、本件処分では、14,851,976円の返還を求められており、当初処分に比して、請求人に不利益な変更がなされている。

処分庁の裁量は全くの自由裁量ではなく、返還額の決定に当たり、個別具体的な事情を考慮しなければならないところ、本件処分においては、自立更生の観点がかく抜け落ちている。

請求人は、保護が廃止された後、介護用品などのリースを組みなおしたり、その他の生活のための租税や費用の支払いをしたりしているのであって、本件処分が取り消されなければ、相続により取得した金員で残金の全てを処分庁に返還する結果になるのであって、自立更生は不可能である。

また、処分庁は、請求人から転居を希望していない旨聞き取ったなどと主張するが、請求人が現在居住している賃借物件については、不都合があり、また危険もあるのであるから、請求人が転

居する必要性は高いのであり、自立更生のためにも転居は必要である。

- (7) 「〇〇事務処理要綱」（平成25年5月1日実施。以下「要綱」という。）は、2条において、「法第63条の規定による費用の返還を求めるときは、資力の発生時又は発生が見込まれる時点で、被保護者に対して申告義務、返還義務等について法第27条の規定に基づき文書で指示するとともに、法第63条の趣旨を充分説明するものとする。」と規定している。

そして、処分庁は、遅くとも、要綱の実施日である平成25年5月1日以降は、要綱2条に基づく説明義務を負ったものと考えられるが、それにもかかわらず、同月中に、請求人に対して、要綱2条に基づく説明を行わなかったのであるから、平成24年12月8日を資力の発生時又は発生が見込まれる時点として取り扱っていなかったはずである。

このように、処分庁は自らに課した義務を履行していない一方で、問答集の規定を形式的かつ硬直的に適用し、本件処分において資力の発生時期を相続発生時としているから、本件処分は著しく不当である。

- (8) 請求人に対する公租公課は、平成27年度に18,638,745円の所得があったとされており、租税公課は平成27年度に効果が発生しているにもかかわらず、処分庁は平成24年12月に請求人に活用できる資産があったとして、他の行政庁の判断と異なる認定をしているから、本件処分は妥当性を欠いている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年4月6日	諮問
平成29年6月19日	審議（第10回第4部会）
平成29年7月25日	審議（第11回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1)ア 法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとして、保護の補足性について規定し、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

なお、法に定める事務は地方自治法2条9項1号の第一号法定受託事務である。

- イ 法の解釈運用指針である次官通知によれば、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入と認定すること

を適当としないもののほかは、すべて認定すること。」(第8・3・(2)・イ・(ア))とされ、「(ア)…(略)…の収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定すること。」とされている(第8・3・(2)・イ・(ウ))。

同じく、次官通知によれば、不動産の処分による収入については、「その額が、世帯合算額8000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とされている(第8・3・(2)・エ・(イ))。

ウ 保護費の不足又は過払が生じた場合に、遡及的に正しい扶助額に変更する決定をすることは可能であるが、一般に、最低生活費の支給変更は、3か月程度(発見月からその前々月分まで)とされている。

これは、保護費を追加支給することについては、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないなどの理由によるものであり、保護費の戻入を求めることについては、処分がいつまでも不確定であることは処分の相手方にとっても妥当でないとの理由によるものとされている(法の解釈運用指針である「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知)第10・2・(8)、問答集問13-2(答)2)。

したがって、保護費の過払の期間が上記(発見月からその前々月分まで)を超えている場合は、過払された保護費相当額は法63条の「資力」として認定されることになる。

(2) 法63条の規定に基づく費用返還金額決定について

ア 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、速やかに、保護を受け

た保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない旨規定している。これは、法4条1項にいう要保護者に利用し得る資産があるにもかかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資力を現実に活用することができない等の理由で同条3項により保護を受けた保護受給者がその資力を現実に活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものであると解されている（最高裁判所昭和46年6月29日判決・最高裁判所民事判例集25巻4号650頁参照）。

イ 問答集によれば、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とされている（問13-5（答）(1)）。

ウ 運用事例集によれば、「法第63条に基づく返還額は、まず実収入額（資力として認定された額）から必要経費等を控除し、保護費との比較を算定表により行い、返還対象額を決める。さらに返還対象額からその一部または全額を、各実施機関の判断で免除し、返還額を決定する。」とされている（問11-9）。

エ 問答集によれば、「相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの（民法第882条、第896条）とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること（民法第909条）とされている。したがって、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解す

べきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる。」とされている（問13-6（答）(2)）。

オ 法63条の規定に基づく費用返還金額決定を行う場合、保護費に係る返還請求権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項の規定に基づき、5年間となり、保護を受けたときの翌日から5年間を経過したときは、返還請求権は消滅する。

したがって、返還金額は、納入の通知が相手方に到達する日から遡って5年の期間内（すなわち、5年前の応当日以降）に支給した保護費を対象として算定することが必要である。

カ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）によれば、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」（1・(1)）とされ（以下、この取扱いを「自立更生免除」という。）、「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度としての保護の実施機関が認めた額」（同④）、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であれば、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額」（同⑥）等が挙げられている。

そして、ここでいう「『当該収入があったことを契機に世帯

が保護から脱却する場合』とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを『自立更生』に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。」とされている（1・(1)・⑥）。

(3) 最低生活費の日割計算について

法の解釈運用指針である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知）によれば、最低生活費の認定にあたり、日割計算を行わなければならないときは、「30日を分母として日割計算をすることを原則とするが、その月の実日数に応じて日割計算を行なうことが適当である場合には、実日数によること。」とされている（第7・問19の答）。

(4) 国民健康保険及び介護保険について

国民健康保険法6条9号によれば、法による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者は、国民健康保険の被保険者としなないとされている。

また、介護保険法9条2号によれば、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者に該当する者は、市町村又は特別区が行う介護保険の被保険者とするとき、同法7条8項によれば、「医療保険加入者」には「国民健康保険法の規定による被保険者」（3号）が含まれるとされている。

2 これを本件についてみると、処分庁は、本件被相続人が平成24年12月8日に死亡したことから、請求人の資力は、請求人が

相続することになった財産の額を限度として同日に発生したものと認め、本件収入額（１８，６３８，７４５円）から必要経費（２，７６４，８００円）を控除した額（１５，８７３，９４５円）が、本件返還対象期間に支払われた本件支給済み保護費（計１４，８５１，９７６円）を上回っていたことから、過払いとなった本件支給済み保護費の全額を法６３条の規定に基づく返還金額（１４，８５１，９７６円。以下「本件返還決定金額」という。）として決定したものと認められる。ここで、上記（１・(2)・オ）のとおり、保護費に係る返還請求権の消滅時効期間は５年間であるから、本件支給済み保護費の全額が返還対象となるが、処分庁は、本件支給済み保護費のうち、医療扶助については、平成２５年４月以降平成２８年３月までを返還対象としており、この点について誤りがあることが認められる。

しかしながら、この誤りによって算出された本件返還決定金額は実際の額よりも少なく算出されており、誤りが請求人に有利に働いているものと認められるため、この誤りをもって本件処分を取り消すことはできない（行政不服審査法４８条参照）。

以上により、本件処分は結論において妥当なものと認められる。

- 3 (1) 請求人は、上記（第３・(1)）のとおり、問答集問１３－６（答）(2)は、民法９０９条の規定を根拠として、資力の発生時期を被相続人の死亡時としているが、請求人らは、本件遺産分割協議の成立までに時間を要したため、清算条項に代えて、民法９０９条の規定にかかわらず、本件遺産分割協議が成立した日以降に分割の効果が生じる旨を注意的に合意している（本件遺産分割協議書９条(1)）のであるから、処分庁が、問答集問１３－６（答）(2)に基づいて資力の発生時期を被相続人の死亡時と認定したことは誤りであると主張する。

しかし、問答集問１３－６（答）(2)については、上記（１・(2)・

エ) のとおりであって、民法 909 条の規定のみを根拠として資力の発生時期について判断を示しているわけではないことは明らかである。

そもそも、相続は死亡によって開始し（民法 882 条）、相続人は、死亡開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法 896 条）のであって、遺産分割は、共同相続人が、相続によって取得した共有に係る相続財産の分配をする行為（東京高等裁判所平成 23 年 4 月 14 日判決・税務訴訟資料（250 号～）261 号 11668 順号参照）に過ぎず、民法 909 条の遡及効は、「相続開始によって生ずる遺産の共有は、遺産の分割を行わせるための便宜的、かつ暫定的なものに過ぎず、分割が行われると、その共有ははじめから存しなかったかのごとくに擬制される。」（谷口知平・久貴忠彦編「新版 注釈民法（27）相続（2）」392 頁及び 393 頁参照）とされているところである。

そうすると、請求人は、相続開始によって、本件被相続人に係る相続財産を共有により取得していたことから、本件遺産分割協議により被保護者である請求人が相続することとなった財産の額を限度として、本件被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とされるにすぎないものである。

また、本件遺産分割協議書 9 条(1)は、その文言からしても、民法上の規定（882 条、896 条及び 909 条）からしても、相続開始日から本件遺産分割成立日までの清算条項に過ぎないものであって、それ以上の意味を持つものとは認められず、請求人が本件遺産分割協議の成立日まで何らの資力を有しなかったとの主張は成り立たない。

以上からすれば、請求人の主張には理由がない。

(2) 請求人は、上記（第 3・(2)）のとおり、仮に、遺産分割の効

果が相続開始時まで遡るとしても、被保護者が、処分困難な土地を所有していた場合には、処分可能な状態になるまでは、保護開始時において保有が容認された資産と同様になるはずであるから、請求人が相続した共有不動産が処分可能な状態となった遺産分割成立時の時点をもって、請求人が活用すべき資産としての資力を取得したと認定されなければならないと主張する。

しかし、被保護者が処分困難な土地を所有していた場合に、処分可能な状態になるまで、保護開始時において保有が容認された資産と同様の取り扱いを行うこととする法令等の規定は存在しない。

また、「法4条1項にいう『利用し得る資産』とは、現金等直ちに活用することが可能な資産はもとより、その性質上直ちに処分することが事実上困難…(略)…である資産も含まれるというべきである。」、「法63条にいう『資力』とは、法4条1項にいう『利用しうる資産』と基本的には同義であって、法63条の『資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき』に該当するためには、保護を受けた時点(保護の受給時)において『利用し得る資産』を有していることを要するものと解するのが相当であり、現実に直ちに活用できるかどうか否かはこの『資力』該当性を左右しないというべきである。」(大阪地方裁判所平成20年12月10日判決・判例タイムズ1298号125頁参照)と解されているところである。

以上からすれば、請求人の主張には理由がない。

- (3) 請求人は、上記(第3・(3))のとおり、問答集問13-2によれば、要保護世帯の世帯員の増減があった場合には、遡及変更の期間は2か月程度と考えるべきとされていることと比較すると、平成28年3月31日から平成24年12月8日まで遡って収入認定した本件処分は、著しく不均衡であり妥当性を欠

くと主張する。

しかし、保護費の遡及変更については、上記（１・(1)・ウ）のとおりであって、処分庁は、返還対象期間が平成２４年１２月８日から平成２８年３月３１日までであり、遡及変更による手段を取ることができなかったことから、過払された本件支給済み保護費の全額について法６３条の資力として認定する方法によることとし、本件処分を行ったものと認められる。

よって、請求人の主張には理由がない。

- (4) 請求人は、上記（第３・(4)）のとおり、問答集問１３－６(3)を引用し、相続が発生した時点において、相続人である被保護者が遺産を取得するか否か、いかなる財産を取得するか否かは不確実であるから、公害による被害者の損害賠償請求等の場合と同じく、遺産分割協議が整った場合に資力を取得することの確実性が発生したと判断されなければならないと主張する。

しかし、遺産分割は、共同相続人が、相続によって取得した共有に係る相続財産の分配をする行為であり、これによって個々の相続財産の帰属が定まり、各相続人は相続の開始の時にさかのぼって遺産分割により定められた財産を相続により取得したことになるとの法的性質を有するとされている（前掲東京高等裁判所平成２３年４月１４日判決）ところであり、相続は死亡によって開始する（民法８８２条）のであるから、係争の結果を待たなければ資力を得るかどうかわからない公害による被害者の損害賠償請求等の場合と同様に論じることができるものではない。

なお、問答集問１３－６（答）(2)は、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について法６３条の返還請求の対象とするとして調整を図っているところである。

以上からすれば、請求人の主張には理由がない。

- (5) 請求人は、上記（第3・(5)）のとおり、法63条は、不当利得返還法理（民法703条）と共通の法的性質を有しており、国民健康保険の自己負担分を上回る医療費については、請求人側に利得がないから、法63条の費用返還義務は生じないと主張する。

しかし、請求人は、上記（1・(4)）のとおり、国民健康保険法6条9号の規定により、国民健康保険の被保険者とはなりえなかったものであるから、自己負担分の制度を前提に利得について論じることができないことは明らかであって（なお、請求人の生年月日は昭和〇年〇月〇日であるから、請求人は、介護保険法7条8項3号及び9条2号の規定により、介護保険の被保険者にもなりえなかったものである。）、この点に係る請求人の主張を採用することはできない。

- (6) 請求人は、上記（第3・(6)）のとおり主張しており、要するに、①本件処分は、自立更生免除の適用をせず、返還金額を増額した点で、当初処分よりも請求人に不利益なものとなっている、②処分庁は、請求人に係る個別具体的な事情を全く考慮せずに、自立更生免除を適用しなかったのであるから、裁量権の逸脱・濫用があると主張する。

ア 請求人の主張①について

(ア) 請求人の主張について

上記（1・(2)・カ）のとおり、法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとされ、例外的に、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、限定的な範囲において、自立更生免除をして差し支えないものとされている。

しかし、保護の実施機関が、法 63 条に基づく費用返還に当たり、誤って、本来返還を求めべき額よりも少ない額を決定した場合には、保護受給者は、本来返還すべき保護費を返還していないことになるから、他の受給者との公平性の観点からも、自立更生免除が適用される余地は、真に当該受給者の自立が著しく阻害される場合に限られると解される。

そして、本件所得税額は必要経費として認定すべきものであるから（次官通知第 8・3・(2)・イ・(ウ)）、処分庁が、当初処分において、本件所得税額を自立更生免除としたことは誤りであったと認められる。

また、必要経費は、収入を得るために必要な経費であって、実収入額から控除すべきものであるから（次官通知第 8・3・(2)・イ・(ウ)及び運用事例集問 11-9）、処分庁が、前回処分において、本件所得税額を本件支給済み保護費から控除したことは誤りであって、前回処分においては、本件収入額（18,638,745 円）が、本件支給済み保護費（14,851,976 円）から必要経費（2,764,800 円）を控除した額（12,087,176 円）を上回っていたことから、控除後の全額（12,087,176 円）が返還金額とされ、本件処分においては、本件収入額（18,638,745 円）から必要経費（2,764,800 円）を控除した額（15,873,945 円）が、本件支給済み保護費（14,851,976 円）を上回っていたことから、14,851,976 円が返還決定金額（本件返還決定金額）とされたものであり、これらにより、前回処分と本件処分とで、返還決定金額に 2,764,800 円（必要経費）の差額が生じたものと認められる。

そうすると、本件所得税額は、本来、必要経費として本件

収入額から控除すべきものであって、本件処分において、本件所得税額は必要経費として本件収入額から控除されているのだから、仮に、請求人の主張するように、本件所得税額に相当する額について自立更生免除を認めるとすれば、本件所得税額について二重に控除することとなり、許されない。

以上からすれば、本件処分において、本件所得税額相当額について自立更生免除が適用されていないこと、その結果として、本件返還決定金額が、当初処分の返還決定金額よりも2,744,893円の増となり、前回処分の返還決定金額よりも2,764,800円の増となっていることは認められるものの、そのことをもって、本件処分を取り消すことはできないものと言うほかない。

(イ) 請求人の主張以外に係る点について

相続財産については、次官通知第8・3・(2)・イ・(7)が適用されるから、処分庁が、当初処分において、次官通知第8・3・(2)・エ・(イ)により必要経費として8,000円を控除したことは誤りであったと認められるものの、本件収入額(18,638,745円)から必要経費(2,764,800円)を控除した額(15,873,945円)は、本件支給済み保護費(14,851,976円)を1,021,969円上回っているから、本件返還決定金額はこの誤りにより左右されるものではない。

イ 請求人の主張②について

(7) 請求人は、保護が廃止された後、介護用品などのリースを組みなおしたり、その他の生活のための租税や費用の支払いをしたりしているものであって、本件処分に従って返還決定金額を返還してしまうと、相続により取得した金員で残金の全てを処分庁に返還する結果になるものであって、自立更生は不

可能であると主張する。

しかし、請求人は、平成28年8月30日に、「保護停止中に買ったものはない。また特に必要なものもない。」と発言し、同月31日には、「家電製品も揃っていて特に必要なものはない。」と発言しており、本件審査請求においても、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられた」とする額やその内容について、何ら主張を行っていない。

また、仮に、請求人が主張するとおり、本件収入額から本件返還決定金額を返還すると残額がなくなるのだとしても、そのことのみをもって自立更生免除の適用ができるわけではないと解される上（前述1・(2)・カ参照）、専ら当該世帯の今後の生活費全般に充てることを自立更生に当たるものとする取扱いも認められていないところである。

なお、本件処分時において、請求人に係る保護は廃止ではなく、停止されており、処分庁は、保護の再開について検討していたことが認められる。

以上からすれば、この点に係る請求人の主張には理由がないものと言うほかない。

- (イ) 請求人は、処分庁は、請求人から転居を希望していない旨聞き取ったなどと主張するが、請求人が現在居住している賃借物件については、不都合があり、また危険もあるのであるから、請求人が転居する必要性は高いのであり、自立更生のためにも転居は必要であると主張する。

しかし、請求人が、審査請求1において、住環境改善のために転居を希望すると主張していたことから、平成28年7月12日に、担当職員が聞き取りを行ったところ、請求人は、「現在住んでいる〇〇について外の砂利が敷かれていると

ころは特に問題ない。住んでいる環境はスーパーなどが近く気に入っている。転宅の希望はしない。」と発言したものである。

また、請求人が、審査請求2において、住環境改善のために転居を希望すると主張していたことから、担当職員が聞き取りを行ったところ、請求人は、平成28年8月30日に、「このアパートが気に入っている。外の砂利敷きも大丈夫。」と発言したものである。

そして、処分庁は、請求人の上記発言を受けて、転居に要する費用について自立更生免除を適用しないこととし、本件処分を行ったものと認められる。

そうすると、転居をしなければ、真に請求人の自立が著しく阻害されると認めることは困難であるから、請求人の主張には理由がないものと言うほかない。

- (ウ) 以上によれば、処分庁は自立更生免除の適用を検討した上で、本件処分を行ったものと認められるから、本件処分に裁量権の逸脱・濫用があるとは認められず、請求人の主張を本件処分を取り消す理由として採用することはできない。

ウ 小括

上記ア及びイ記載のとおり、請求人の主張をもって本件処分の取消理由とすることはできない。

- (7) 請求人は、上記(第3・(7))のとおり、処分庁は、遅くとも、要綱の実施日である平成25年5月1日以降は、要綱2条に基づく説明義務を負ったものと考えられるが、それにもかかわらず、同月中に、請求人に対して、要綱2条に基づく説明を行わなかったのであるから、平成24年12月8日を資力の発生時又は発生が見込まれる時点として取り扱っていなかったはずである、処分庁は自らに課した義務を履行していない一方で、問

答集の規定を形式的かつ硬直的に適用し、本件処分において資力の発生時期を相続発生時としているから、本件処分は著しく不当であると主張する。

しかし、法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされており、このことを請求人も承知していたところ、平成28年2月17日に本件申告がなされるまで、請求人から、相続が発生したこと等について、何らの申告もなされなかったことから、処分庁は、同日に至るまで、要綱2条に基づく説明を行うことはできなかったものと認められる。

そうすると、請求人の主張は、その前提となる事実を誤っているものというほかなく、採用することはできない。

- (8) 請求人は、上記（第3・(8)）のとおり、請求人に対する公租公課は、平成27年度に18,638,745円の所得があったとされており、租税公課は平成27年度に効果が発生しているにもかかわらず、処分庁は平成24年12月に請求人に活用できる資産があったとして、他の行政庁の判断と異なる認定をしているから、本件処分は妥当性を欠いていると主張する。

しかし、法63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時とすべきと一般に解されており、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美